

○久喜市樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱

平成22年3月23日

告示第190号

(目的)

第1条 この告示は、樹木及び樹林（以下「樹木等」という。）の指定及びその適切な維持管理を図るための奨励金の交付に関し必要な事項を定め、もって緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「所有者等」とは、樹木等の所有者又は管理者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条に定める目的を達成するため必要な施策を行うものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、当該樹木等の適切な維持管理に努めなければならない。

(樹木等の指定)

第5条 市長は、良好な自然環境を保全するために、特に必要と認めたときは、別表に定める指定基準により、保存すべき樹木等を当該所有者等と協議の上指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を所有者等に保存樹木・樹林指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

3 第1項の規定は、次に掲げる樹木等については適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項及び第110条第1項の規定により指定されている樹木等

(2) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第31条第1項の規定により指定されている樹木等

(3) ふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第

8条及び第11条の規定により指定されている樹木等

(4) 久喜市文化財保護条例（平成22年久喜市条例第106号）第5条第1項の規定により指定されている樹木等

(5) 国又は他の地方団体の所有若しくは管理に係る樹木等
(指定の承諾)

第6条 所有者等は、前条第2項の指定の通知を受けたときは、速やかに保存樹木・樹林指定承諾書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(標識の設置)

第7条 市長は、樹木等の指定をしたときは、樹木については様式第3号、樹林については様式第4号の標識を設置するものとする。

(伐採等の届出)

第8条 所有者等は、指定された樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を保存樹木・樹林・滅失（枯死）届（様式第5号）により市長に届けなければならない。

2 所有者等は、指定された樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を保存樹木・樹林伐採（譲渡）届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、第5条の規定により樹木等の指定をしたときは、当該所有者等に奨励金を交付するものとし、その額は、別表に掲げる基準額の範囲以内において市長が定める額とする。

(奨励金の交付申請)

第10条 奨励金の交付を受けようとする所有者等は、奨励金交付申請書（様式第7号）により申請するものとする。

(指導及び助言)

第11条 市長は、所有者等に対し、指定した樹木等の枯死の防止その他の管理について必要な指導及び助言をすることができる。

(指定の解除)

第12条 市長は、指定した樹木等が滅失又は伐採その他により指定の理由が消滅したときは、保存樹木・樹林指定解除通知書（様式第8号）により指定を解除するものとする。

(指定の取消し及び奨励金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、第5条の規定による指定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正手段により指定を受け奨励金の交付を受けたとき。

(2) 第11条の規定による市長の指導及び助言その他奨励金の交付目的に著しく反する行為をしたとき。

(台帳)

第14条 市長は、指定した樹木等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱（平成元年久喜市告示第90号）、菖蒲町保存樹木等管理奨励金交付要綱（平成2年菖蒲町告示第14号）又は鷲宮町樹林地の保存及び奨励金の交付に関する要綱（平成17年鷲宮町告示第62号）の規定によりなされた指定、決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条、第9条関係）

指定基準

1 樹木

その樹木が健全で、かつ、樹容が美観上すぐれ、地域住民に親しまれており、次の要件を具備するもの

ア 1. 2メートルの高さにおける幹の周囲が、1. 5メートル以上であり、樹木の高さが15. 0メートル以上あること。

2 樹林

その集団に属する樹木が健全で整然としており、地元住民の心の安らぎとなっており、次の要件を具備するもの

ア その集団の存する土地の面積が、500平方メートル以上であること。

奨励金の額

区分	交付対象者	交付基準額	年度途中において指定・変更・解除の場合
樹木	所有者又は管理者	1本当たり（年額） 1, 800円	
樹林	所有者又は管理者	地積に応じ 地積平方メートル当たり8円を乗じた額（年額）	$(1 / 12) \times$ 当該年度の指定（植栽管理）月数

備考 第5条の規定による樹木等の指定に当たり、樹木及び樹林双方の基準を満たしている場合は、それぞれの奨励金を交付するものとする。